

# バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長

(自動車重量税・自動車取得税・自動車税)

- ・ 特例措置の対象に貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加する。
- ・ バリアフリー車両に係る自動車取得税の特例措置を延長する。

## 施策の背景

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現や、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。

## 施策の目標

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標(平成32年度末)

乗合バス	タクシー
ノンステップバス:約70%[平成28年度末:53.3%]	福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む):約28,000台 [平成28年度末:15,128台]
リフト付きバス等:約25%[平成28年度末:6.0%]	

## 要望の結果

### 特例措置の内容

具体例	ノンステップバス	リフト付きバス(乗車定員30人以上)	リフト付きバス(乗車定員30人未満)	ユニバーサルデザインタクシー
対象事業者	「乗合バス事業者」及び「貸切バス事業者(追加)」			「タクシー事業者」
自動車重量税	初回分を免税			
自動車取得税	取得価額から1,000万円を控除	取得価額から650万円を控除	取得価額から200万円を控除	取得価額から100万円を控除

## 結果

- ・ バリアフリー車両に係る特例措置の対象に貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加する。
- ・ バリアフリー車両に係る自動車取得税の特例措置を2年間(平成31年4月1日～平成33年3月31日)延長する。  
(自動車取得税の廃止後は、自動車税の環境性能割の特例措置として措置)